

計画骨子素案に対して委員よりいただいた意見と回答一覧

	「八尾市感染症予防計画骨子（案）について」		
委員名	計画素案のページ数、項目など	ご意見等	回答
掛屋委員	P6 第二章「予防計画の位置づけ」	八尾市感染症予防計画骨子（案）は、国や大阪府の基本的な計画骨子に沿って作成されている。また、予防計画の位置づけの章は、八尾市オリジナルの項目も作成されており望ましい。	第二章「予防計画の位置づけ」については、国の手引書「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」を参考に作成しております。 なお、計画骨子案P5に掲載しておりました図表「予防計画の法的な位置づけ」については、計画素案P2に図表2「保健・医療分野（感染症関連）における各計画の体系」、P3には図表3「感染症体系及び計画等の相関図」をそれぞれ掲載しましたため、計画素案では削除しております。
前田委員	P10 2 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項（3） 対人措置の実施	対象者に対し医療機関が就業制限をかける事は出来ないという事でしょうか？	本計画においては、感染症法に基づく就業制限について記載しております。医療機関等における感染症罹患従事者の就業停止の対応につきましては、罹患した者の体調や業務内容、地域の流行状況、事業継続性等を総合的に判断して、施設ごとに適切な判断をお願いいたします。
掛屋委員	P14 第3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項（1） 市の取組み	新型コロナパンデミック初期には、PCR検査体制が十分ではなく、検査がスムーズにできなかった。八尾市における検査の実施能力および保健所における検査機器の数の表に関して、現在0件と記されている。検査可能な施設や機器は十分確保できているか？	本市では、今回の新型コロナ感染症の国内発生直後から、府や大阪健康安全基盤研究所、医師会、各医療機関等と連携し、市域の検査体制の初期整備に対応してまいりました。府計画（案）では、「府は、新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、民間検査機関又は医療機関との検査措置協定により、平時から計画的に準備する。」と示されており、本市計画素案では、「図表6 検査の実施能力及び保健所における検査機器の数として、【参考】大阪府内における検査の実施能力及び検査機器の数（総数）」に変更しております。 （11月2日送付分） 第3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 （1） 市の取組み 検査の実施能力及び保健所における検査機器の数 ↓ （修正案） P14 図表6 検査の実施能力及び保健所における検査機器の数 【参考】大阪府内における検査の実施能力及び検査機器の数（総数） （令和5年10月25日時点 数値は令和6年3月中旬に確定予定。）
前田委員	P15 第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	大阪府感染症予防計画（素案）の第二章第4（3）エには、後方支援体制についての記述がありますが、八尾市感染症予防計画骨子（案）にはありません。今回のCOVID-19感染症において入院受け入れが困難となった理由の1つに退院調整が円滑に進まなかったことが挙げられます。感染性が無いと考えられる状態であっても、施設等から抗原定量検査/PCRで陰性確認が出来ないと受け入れ不可とされた案件が多数ありました。限られた医療資源の中で継続的に治療を行っていくために、後方支援（退院調整）についての記述が必要ではないかと考えます。	本市といたしましても、今回のCOVID-19感染症の流行において「後方支援体制（退院調整）」について課題があったものと認識しております。従来どおり、府と連携して、市域の医療体制の整備に努めてまいります。 （11月2日送付分） 第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項 （1） 基本的な考え方 （2） 一般の医療機関における感染症の患者に対する医療の提供 （3） 関係機関及び関係団体との連携 ↓ （修正案）P15 第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項 （1） 基本的な考え方 （2） <u>新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の整備</u> <u>全国かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、入院患者数及び外来受診者の急増が想定されることから、府において、新型コロナへの対応を念頭に、平時から、各医療機関の機能や役割に応じ、感染症法に基づく医療措置協定を締結する等により、当該感染症の患者の入院体制及び外来体制、当該感染症の後方支援体制を迅速に確保する（図表7）。市は、府と連携して、市域の切れ目のない医療提供体制の整備を図る。</u> <u>（基本指針第六の三の4、第六の三の9）</u> （3） 一般の医療機関における感染症の患者に対する医療の提供 （4） 関係機関及び関係団体との連携
福森委員	P23 第11 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	感染予防・防止は、早期発見・早期対応が重要なポイントだと思います。コロナの感染予防対策として、高齢者施設においては現在、八尾市独自の月2回のPCR検査が実施されています。大阪府から3日に1回の抗原検査と合わせて施設職員、来園者等の早期発見と感染予防が徹底されています。施設内での感染は、ほとんどが外部の人からです。現状の取り組みで感染拡大と職員の不安解消がなされていると思いますので、今後もこの独自の取り組みを継続されることを願っています。	現在の高齢者施設等における従事者への集中的検査についての取扱いは令和6年3月末までと国から示されており、本市においても終了することとなります。 なお、高齢者施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう本計画に基づき、新型コロナに関するこれまでの取り組み、最新の知見及び情報を踏まえて感染制御等に係る支援を行ってまいります。
福森委員	P23 第11 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	また、地域の医療機関のネットワークは重要です。そのうえで地域の介護のネットワークも必要ではないかと思います。過去の経験から施設のクラスターは職員からだけでなく、居宅のサービス利用者（デイサービス・ショートステイなど）からの伝播による発生も多くみられました。家族・利用者等と近い距離にあるケアマネや居宅サービス事業者等との連携が感染拡大の防止につながるように思います。連絡会等を活用した研修や情報提供が大切な活動になるのではないのでしょうか。地域の要介護高齢者や障がい者の感染予防が感染の重症化を抑える手立てになるように思えます。	本計画に基づき、重症化リスクの高い高齢者施設等に対応する連携体制を維持・強化してまいります。 医療機関とのネットワークに加えて、以下の取組みを本計画に追記いたします。 （11月2日送付分） また、高齢者施設等や障がい者施設等に対しては、感染制御等に係る支援を行う。 ↓ （修正案） <u>また、高齢者施設等や障がい者施設等に対しては、福祉部門、高齢者施設等や障がい者施設等の関係団体との連携強化により、感染制御等に係る支援を行う。</u>
掛屋委員	P25 第12 特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応（1） 結核対策	結核対策 文頭 「令和3年には全国ワースト1ではなくなったものの・・・」に関して、令和4年（2021年）には、大阪府は再びワースト1に再び映いているので、文章の変更が望まれる。	ご意見のとおり、文章の変更、追記いたしました。 （11月2日送付分） 第12 特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応 （1） 結核対策 府における結核り患率は減少傾向が続き、令和3年には全国ワースト1ではなくなったものの、依然として全国よりも高い水準にある。 ↓ （修正案）P25 <u>府内における結核り患率は令和4年には12.7となり、減少傾向が続いているものの、依然として全国で最も高い水準にある。</u>